

令和5年5月19日

第5回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会

1 開催日時 令和5年5月19日(金) 午後3時00分から午後3時42分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(16名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

13番佐藤孝志委員

農地利用最適化推進委員

32番渡邊久委員、36番大内信一委員、38番武藤健之委員

5 遅参委員

農業委員

5番川口美奈子委員

農地利用最適化推進委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第29号 現況確認証明申請について

第4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第8 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第5回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中16名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、32番渡邊久委員、36番大内信一委員、38番武藤健之委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

なお、5番川口美奈子委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、11番菅野秀和委員、12番根本信康委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、

議案第29号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第29号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年5月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか2筆、登記地目・田及び畑、現況地目・原野、面積計1,588平方メートル。非農地の事由：30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積536平方メートル。非農地の事由：今後、耕作する予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]ほか1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,752平方メートル。非農地の事由：長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積777平方メートル。非農地の事由：20年ほど前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤です。議案第29号番号1、2について調査内容報告いたします。4月26日午前9時から、安齋喜八委員、それから遠藤康子推進委員、事務局からは高根局長、長谷川職員ということで、現地を確認いたしました。番号1については、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]については、原野化しておりまして、これはやむを得ないということで、許可適當。2番については[REDACTED]については、手入れされているんで

すね、草を刈ったりしておりますものですから、畑ということでこれらについては非農地ではないということで判断して参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

8番（安齋喜八）委員　　8番、安齋です。議案29号の3番について調査内容を報告いたします。去る4月の26日に、局長と長谷川さん、それから私、佐藤薫推進委員、佐久間栄吉委員、あと渡邊久委員も一緒に別な方もあったものですから、確認した結果、両方とも原野化されておると、やむを得ないだろうということになりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

9番（佐久間栄吉）委員　　9番、佐久間です。議案第29号4番について報告いたしたいと思えます。4月26日、午前11時過ぎより、事務局の高根局長と長谷川さん、そして農業委員の安齋喜八さん、推進委員の佐藤薫さん、渡邊久さんと私と6名で現地を確認しました。みんなでみた、現状確認した結果、傾斜地で篠竹が生えていて非農地であると判断したので、皆様のご審議よろしくお願いしたいと思えます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　ないようですので採決に移ります。議案第29号番

号1、番号3及び番号4と番号2に分けて採決いたします。

議長（奥平貢市）会長　　まず、議案第29号、番号1、番号3及び番号4について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第29号番号1、番号3及び番号4については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、議案第29号番号2について、農地と判定し非農地と証明しないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第29号番号2については、農地と判定し非農地と証明しないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第4、

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書5ページをご覧ください。

議案第30号　農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年5月19日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書5ページから6ページに掛けてご覧願います。

番号2から番号6につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 議案30号番号1について調査内容の報告をいたします。5月17日午後1時に現地にて譲受人の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果は特に問題がないため許可相当と判断しましたので皆様のご審議よろしくお願いたします。

議案、続きまして議案30号番号2について調査内容の報告をいたします。

5月16日午前9時より現地にて譲受人の[]さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは電話で確認し申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果特に問題がないため許可相当と判断しましたので皆様のご審議よろしくお願

いたします。

続きまして、議案30号番号3について調査内容の報告をいたします。5月16日午前9時15分より現地にて譲受人の[]さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題はないと判断したため、特に問題はないため許可適当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案30号番号4についてご報告いたします。14日の午前9時から譲渡人の[]さんの息子さん、それから譲受人の[]さん、行政書士の[]さん立ち合いの下、現地を確認いたしました。それから私と遠藤康子推進委員ということで一緒に現地を確認いたしました。内容につきましては、事務局説明のとおりでございまして、特に問題がなく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

9番（佐久間栄吉）委員 9番、佐久間です。議案第30号5番について報告いたします。5月14日9時より現地で譲渡人の[]さんと推進委員の渡邊久さんと私で話し合いをしました。[]株式会社の[]さんとは電話で間違いのないということでした。この件に対しては、昨年10月にも同じ案件でありましたが、[]さんはこの会社のすべての土地を買ってもらうようにしてあるようで、[]株式会社は営農型太陽光発電の会社で、その下に作物を作るため経営規模拡大ということです。許可適

当と思われますので皆さんのご審議をお願いします。

続きまして議案第30号6番について報告します。5月14日10時より推進委員の渡邊久さんと譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんと私と4人で、確認しました結果、■■■■さんは半端な土地なので譲る、■■■■さんは1枚の土地になるので譲り受ける、ということで許可適当と思われますので皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決に入ります。議案第30号、番号1から番号6について採決いたします。

議案第30号、番号1から番号6について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、

議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 3 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 5 月 1 9 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号 1、事後申請になります。

昭和 5 2 年頃に建築したアパート敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、自宅から西側道路及び自己所有農地へ通行するため、申請地に通路の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、事後申請になります。

昭和 4 8 年頃から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必

要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書 8 ページをご覧ください。

番号 4、住宅の建替えにあたり、既存進入路では接道義務が果たせないことから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17 番（松本 太）委員 議案 32 号、番号 1 と 2 について調査内容の報告をいたします。5 月 16 日午前 9 時 30 分より現地にて、申請人の XXXXXXXXXX さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。番号 1 につきましては顛末書も出ており、許可やむなしと判断いたしました。番号 2 につきましては、問題がないため、許可適当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

12 番（根本信康）委員 12 番、根本です。議案 31 号の 3 につきまして、調査報告をいたします。5 月 16 日に日程の確認をいたしまして、5 月 18 日朝、7 時より自宅にて確認をしました。本人より事情を聞き取りまして事務局

との説明と全く同じということでした。また、搬入路が出入り口につきましてはその前に、リンゴ畑と畑があり、昔から出入りしてたということでした。顛末書も本人より出ていますので、やむを得ず許可適当かと思えます。以上です。

16番（馬場利正）委員　　16番、馬場です。議案31号の4について調査内容を報告いたします。18日午前8時より、 さんの立ち合いの下に聞き取り調査をいたしました。内容については事務局の説明のとおりであります。将来、家を建て替えするということで、機材の運搬搬入も出来ないということから当地への申請をしたということでありました。なんら問題はなく許可適当と思えますので皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第31号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、

議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和5年5月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、申請地周辺で貸駐車場の需要が見込まれるため、申請地に計画しま
す。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域
内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、一時転用になります。東北本線杉田・二本松間大壇こ線橋の補修工
事のため、申請地に仮設事務所の設置を計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありま
すので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に宅地分譲を計
画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用
途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであ
ります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、既存駐車場が手狭なため駐車場の拡張を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、既存駐車場が手狭なため、申請地に駐車場の拡張を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、子どもの成長により手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第32号番号1から4の調査結果を報告します。

初めに番号1についてですが、5月16日13時15分から松本太委員と私

で、行政書士の■■■■さんから現地で説明を受けました。譲渡人の■■■■さんと、譲受人の、■■■■さんには電話にて確認し、議案内容に問題がないということでした。調査結果特に問題なく、許可適当と判断しましたので、皆様の審議よろしく申し上げます。

次に番号2について調査結果を報告します。5月16日、14時から現地にて松本太委員と私で、■■■■事務所の■■■■さんから説明を受けました。貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■株式会社■■■■支店の■■■■さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないとのことでした。工期は来年の9月までとのことで、返却時は原状に戻して返すとのことでしたので、許可適当と判断します。皆様の審議よろしく申し上げます。

続いて番号3について調査結果を報告します。5月16日17時から松本太委員と私で、現地にて、現地測量担当した■■■■事務所の■■■■さんから説明を受けました。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■株式会社■■■■さんには電話にて確認し、議案内容に間違いのないとのことでした。法面が高く土砂崩れ等の心配もされますが、法面基準もクリアしていますので許可適当と判断します。皆様の審議よろしく申し上げます。

次に番号4について報告します。番号4の議案内容については番号3の調査と同時進行で、現地にて、■■■■事務所の■■■■さんから説明を受けました。番号3の分譲地形状を良くするための農地交換とのことでした。譲受人の■■■■さんからも議案内容に間違いのないことを確認しました

ので皆様の審議よろしく申し上げます。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第32号、番号5について調査内容を報告いたします。去る15日午前8時30分、貸付人の[]氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明のとおりです。全隣接地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。

なお、借受人の[]株式会社代表取締役[]氏は息子さんで、[]氏も会社の会長です。皆様方の審議よろしく申し上げます。以上です。

11番（菅野秀和）委員 11番、菅野です。議案第32号6について報告します。内容は事務局説明のとおりです。この議案は昨年8月に一度申請された議案です。5月の14日に現地の確認をしました。[]さんは都合が悪いとのことと電話で確認しました。[]さんのほうは都合が悪くお父さんの[]さんと、佐藤委員と私の3人での確認となりました。話し合いの結果、問題はないでしょうとの結論となりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第32号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第32号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、

議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年5月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、申請地の購入を検討している者から区画形状変更の要望があったため、土地利用計画を変更します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第33号番号1について調査内容を報告いたします。去る15日午前9時より譲渡人の[]氏、譲受人の株式会社 []代表取締役 []氏と営業の []氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。現地等に問題なく許可適当と判断いたしました。

なお、この案件は今年の1月に審議許可されています。皆様方の審議よろしくをお願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第33号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第33号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（午後3時39分 5番川口美奈子委員 入室）

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、

議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年5月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

今回の告示は、5月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、

二本松地区1筆5,000平方メートル、安達地区10筆19,962平方メートル、岩代地区11筆4,474平方メートル、東和地区1筆723平方メートル、合計23筆30,159平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書13ページの番号4から議案書16ページの番号8となります。

また、議案書15ページの番号6、番号7、議案書16ページの番号8については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同

時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号8につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので採決いたします。議案第34号、番号1から番号8について採決いたします。

議案第34号、番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第34号、番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時42分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年5月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 菅野 秀和

署 名 委 員 根本 信康